



地域に役立つ空き家活用 初期整備費用を助成します

第一期募集／令和7年

7月1日から9月10日まで

第二期募集／令和7年

10月1日から12月10日まで

※第一期募集で予算上限に達した場合、第二期募集は行いません。

団体に対し最大300万円の
初期整備助成 少額から応募できます

たとえば...

手すりの設置や段差解消
間仕切り壁の設置
内装工事、外構工事など

応募要項はこちら



使われなくなった
2世帯住宅の1階

作り付け家具を
設置して
親子の集いの場に

ウッドデッキを
整備して
多世代交流の場に

親から
相続した
一軒家

内装工事をして
NPO法人の
活動拠点に

しばらく
入居者の決まっていない
共同住宅の空室

子どもが
自立して
空いた部屋

段差解消をして
高齢者の
憩いの場に



世田谷区空き家等地域貢献活用相談窓口

空き家等の地域貢献活用を目的とした相談窓口です。窓口では、区内の地域団体と、空き家等の公益的な利活用に関心のあるオーナー（所有者や家族）とのマッチングを行っています。オーナーからのご相談も随時受け付けています。



活用団体による公益的な活動を支援するため、改修費用の助成を行います。

※活用する建物と企画を併せて応募ください。
 ※応募条件など詳細は財団HPの応募要領をご確認ください。

対象物件

- 応募時点で建築関係法令・新耐震基準等を満たしている、あるいは応募する企画に含まれる改修の実施により基準等を満たすもの
- 建築確認済証またはそれに準ずる書類があること ほか

対象団体

- 区内において地域貢献活動を行う団体またはその連合体
- 対象となる物件で5年以上活動を継続させること ほか

子育て・障害者・高齢者の支援拠点、地域の居場所など、これまでに 23か所の空き家活用が実現しています。



各活動拠点の紹介はこちら

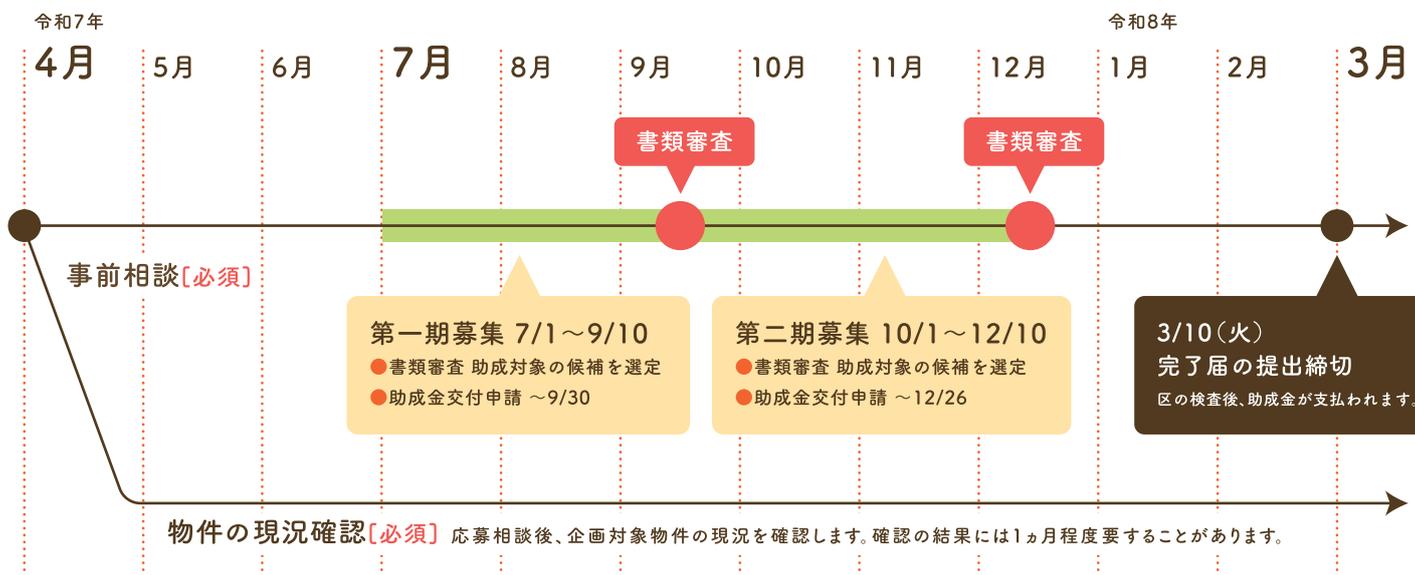
ふくふくのいえ（喜多見9丁目）

オーナーの実家と庭を活用し、親子の集いの場と高齢者の居場所に。和室を板間にし、室内壁をDIYで塗り替え。ベビーカーを置きやすいようブロック塀の撤去など外構も整備しました。



助成事業日程

第一期募集で予算上限に達した場合、第二期募集は行いません。



お問合せ 世田谷区空き家等地域貢献活用相談窓口

一般財団法人 世田谷トラストまちづくり 地域共生まちづくり課内
 〒156-0043 世田谷区松原6-3-5 梅丘分庁舎1階

TEL. 03-6379-1621

FAX. 03-6379-4233

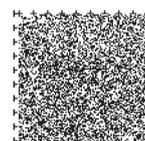
財団ホームページ 応募要領・応募用紙はこちらからダウンロード

www.setagayatm.or.jp/trust/support/akiya/model.html



メール

ack@setagayatm.or.jp



当財団にお寄せいただいた個人情報は、本事業実施のために必要となる連絡・対応のために利用します。取得した個人情報は、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除いて第三者に提供することはありません。また委託する際は、利用目的の範囲内で適法にこれを行います。開示請求等の場合は個人情報保護管理者：管理課長（電話03-6379-4300）までお問い合わせください。